

健康経営プログラム：病気治療と仕事の両立支援制度の見直しを実施しました

森永乳業は、「健康経営プログラム」取り組み推進の一環として、治療と仕事の両立を支援するための制度を4月1日より新設いたしました。

昨今、官民を挙げて働き方改革が推進されていますが、社員の健康維持・増進と生産性向上を図るためには働き方改革だけに止まらず、社員の健康を重視し経営戦略として取り組む「健康経営」の必要性も高まっています。

当社は人々の健康に貢献する企業として、社員の健康維持・増進に向けて健康づくりの取り組みを強化すべく2015年より「森永乳業健康経営プログラム」に取り組んでおります。

近年では、診断技術や治療法の進歩により、かつては「不治の病」とされてきたがんなどの疾病においても、生存率が向上(※)しています。そうした中で、糖尿病に代表される生活習慣病やメンタル疾患は増加傾向にあり、これらの病気で仕事を休まざるを得ない方もいます。

このような状況を踏まえ、当社では「森永乳業健康経営プログラム」取り組み推進の一環として、社員の病気の治療と仕事の両立を支援する制度の見直しならびに新設をし、2018年4月1日より導入いたしました。

(※)出典：厚生労働省 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

1. 病気などにより長期の休業を行う場合に利用できる支援制度

【休職時】

- ① 年次有給休暇および積立年次有給休暇の取得 : 最大60日
- ② 欠勤(療養休業者見舞金支給期間) : 一律6カ月間
- ③ 休職(私傷病を理由とした休職) : 勤続年数に応じた期間

【復職時】

- ④ 復職支援プラン : 復職後に最長2カ月でならし勤務
- ⑤ 復職後の産業医面談 : 復職後最低でも6カ月間(毎月)
- ⑥ 治療等のための短時間勤務(最大2時間の短縮)【新設】
- 治療等のための時差勤務(前後1時間の範囲)【新設】
- 治療等のための短日勤務(週4日勤務)【新設】

2. 健康休暇【新設】

人間ドック受診や風邪などの病気の際に、積立年休を利用して年間3日まで休暇を取得できます。

森永乳業では、フィジカルケア・メンタルケアの両面で、予防ケア・治療者ケア・再発防止ケアを実施しています。今後はフィジカルケア・メンタルケアの両方とも「予防ケア」を重視し、社員の健康増進活動に取り組んでまいります。

かがやく“笑顔”のために

森永乳業株式会社

〒108-8384 東京都港区芝5-33-1